

海外
論文 &
レポート

協同組合を通じた農村地域における ディーセント・ワークの振興と貧困削減 —— ILO と ICA の共同行動のための 協同組合共通アジェンダー——

仮訳 菅野正純（日本労協連）

《背景と策定理由》

2003年9月、オスロでのICA総会に向けた挨拶の中で、ILO事務総長は、ICAが、「協同組合共通アジェンダ」、ならびに発展途上諸国における就労創出と貧困削減を目指す協同組合の振興強化のための技術協力を、ILOと共に開発するよう、呼びかけた。ICA会長は、この呼びかけに積極的に応え、貧困に対する闘いにおける両組織の取り組みを結合することが、具体的な効果をもたらすであろうと述べた。さらに、ICA総会は、最終決議において、協同組合振興に関するILO193号勧告の実施に向けて、ILOとの協働を継続することを明記した。

ソマビア氏のICA総会向け演説で述べられているように、ILOとICAのパートナーシップには、技術的、継続的、かつ歴史的なルーツが存在した。協同組合運動の出身であり、1920年にILO協同組合部を創設した、ILOの初代事務局長、アルベルト・トマは、1930年のICA総会で次のように述べている。

「私たち2つの組織は、技術的かつ継続的にあい結ばれてきました。しかし最も大事なことは、技術や手続きではなく、両組織を内部から衝き動かしている精神であり、そ

れは心の通い合いなのです」

両組織は、協同組合の振興のために、長年、多くの第一線分野で協働してきた。最近では、ILO193号勧告の作成と採択の過程で、両者の提携が成功裏に進められた。2003年、両組織は、アフリカとアジアにおける一連のワークショップを通じて協働を開始した。これは、協同組合を組み入れることで、農村部におけるディーセント・ワークを振興し、「貧困削減戦略白書（PRSP = Poverty Reduction Strategy Papers）」の前進を図るものであった。

事務局長報告『貧困からの脱却（Working out of Poverty）』によれば、最貧困層の大半は、職が乏しく基本的なサービスが弱い、農村部に住んでいる。こうした地域では、貧困層に最も身近な団体は、しばしば地域の協同組合である。それゆえに、ICAおよびその協同組合組織との強力な連携は、100カ国以上の国におけるILOの貧困削減に対する貢献を増進し、ディーセントな就労の創出に取り組む貧困層を支えることになる。ILOとICAのパートナーシップは、国レベルでは、193号勧告の実施を通じた政策環境の改善に焦点を当てることになる。

ILO - ICA パートナーシップは、ICA とその会員組織にとっても有益となろう。職業訓練や経営、社会的保護、計画立案と実施、ならびにマイクロ金融において、ICA とその会員組織が、ILO の専門家チームの専門知識を得られることになるからである。専門プロジェクトの枠組みの中で、ILO の各専門機構は、ICA の各国協同組合組織を援助し、政府、労働団体および使用者団体の戦略的連携をいっそう発展させることになる。

それゆえ、ILO と ICA のパートナーシップは、両組織にとって重要である。両組織は、農村部の人々と協働して、参加的で実践的な方法を通じて、社会的排除および貧困と闘う、両社の共通目標を達成するものだからである。

《目 的》

ILO - ICA パートナーシップによる「協同組合共通アジェンダ」の目的は、技術協力計画を立案、実施して、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の達成を目指すことである。とくに強調されるのは、以下の MDGs および戦略の個別課題に貢献することである。

- 極端な貧困と飢餓を根絶すること
- 初等教育をあまねく普及すること
- ジェンダー平等を振興し女性の主体的力量を高めること
- 児童の死亡率を低下させること
- 母性の健康を増進すること
- HIV / AIDS、マラリアその他の病気と闘うこと
- 環境の持続可能性を保障すること
- 開発のためのグローバルな連携を発展さ

せること

これを行うために、ILO と ICA は、次のことに取り組む。

- a) 各国協同組合組織と共に、技術協力支援計画を立案実施し、発展途上諸国における貧困削減と就労創出を目指すこと。この計画は、政府および開発パートナーに対して、協同組合的解決手法の力を示す、実践的な取り組みとなろう。
- b) 各国組織および政府と協働して、成功事例を全国レベルに拡大するよう図ること
- c) 協働によって PRSP (貧困削減戦略白書) の実施に影響を及ぼし、協同組合労働者のニーズや期待、根本原則、ならびに PRSP に組み入れる道筋を具体化すること
- d) 協同組合同盟や連帯グループが貧困削減に果たしうる貢献について、各国および国際レベルで、そのことを明瞭に示し、分析情報を提供すること

《基本原則および実行指針》

ILO - ICA の技術協力計画の立案、実施、および評価においては、以下の基本原則および実行指針が適用される。

- 1 . 各国の計画は、成功した開発プロジェクトの実際例に基づいて立案され、それらを持続可能なものとして拡大することを目指す。これらの計画は、地域コミュニティと地域の連合組織によって保有され運営される。
- 2 . 貧困層によって設立された協同組合型組織がない場合には、協同組合全国組織が、地域の自助組織や前協同組合および地域開

- 発 NGO との協働から始める。
- 3 . 貧しい人々を協同組合に組織することを通じて、彼らの主体的力量を高めることが、本計画への草の根的な接近方法である。グループの活動を通じて貧困層の購買能力が高まり、彼らの法的な権利は、登録協同組合を通じて保護されることとなる。
 - 4 . 社会的保護や基本的な社会サービスを最も貧困な層に提供するような協同組合を設立することが、奨励され支援される。こうした協同組合には、貯蓄や信用、小額保険、コミュニティ保健サービス、伝統医療、障害者、高齢者および HIV / AIDS の被害者、先住民および部族民の協同組合などが含まれる。
 - 5 . 危機が存在するところでは、その他の多くのサービスが、協同組合活動の範囲に含まれる。すなわち、コミュニティの再建(インフラストラクチャー建設、住宅、電力、水および通信手段の供給、輸送、コミュニティの保健および薬品サービス、学校教育、燃料サービス、食料および栄養クラブ)から、経済活動の再確立(移民労働者サービス、雇用創出、保険共済、穀物銀行、農業(資材)供給、家畜飼育および獣医サービス、機械、灌漑、漁業、工芸など)に至るサービスである。
 - 6 . ILO と ICA は、当該政府機関と他の開発パートナーの連携の確立による「促進」と能力形成、ならびに優れた実践の普及に焦点を当てる。
 - 7 . 政府の役割は、実践的な教訓を政策につなげるための、換言すれば、全国レベルの取り組みや運動をつくりだすための、広場を提供することである。このための主要な手段が、PRSP(貧困削減戦略白書)のプロ

セスなのである。

- 8 . ディーセント・ワークの指標が、成功を評価するために用いられる。
- 9 . ILO193 号勧告に付属された、「ICA 協同組合アイデンティティ声明」の趣旨に基づいて、協同組合の諸原則が、初歩的な協同組合を含む、すべての開発パートナーによって、尊重され、振興される。
- 10 . ILO の基本的な労働基準が、あらゆるパイロット計画によって尊重され、振興される。
- 11 . ジェンダーの平等が、あらゆる計画実践、とりわけ就労創出制度において、優先される。
- 12 . 可能な限り、計画スタッフは、地域コミュニティの出身者とし、コミュニティ自身によって選択され、ILO - ICA の各国人材養成チームによって訓練される。
- 13 . 地域の習慣や言語、文化的価値および土着の慣習が尊重され、適切な場合には、計画の活動に具体化される。

《資金調達および財政管理》

ILO と ICA は、主要なマルチバイ・ドナー及び他の開発におけるパートナーの間で、資金調達のキャンペーンを組織する。工業化諸国および発展途上諸国の協同組合運動相互間の、既存の「運動間」技術協力提携は、多国籍共同資金調達計画によって、強化されなければならない。このために、計画の要約的アウトライン(SPROUTs)が全般的な計画の付属文書として作成され、ILO - ICA パートナーシップおよび MOU(「相互理解のための覚書」)の背景となる情報として提供される。

ILO は、資金の管理、パイロット資金計画

および ICA 技術投入計画の処理に責任を負う。寄付者に対する財政報告も、ILO の責任の下で行われる。ILO 協同組合部は、すべての資金処理を ICA に周知せしめ、支払い許可の発効にも責任を負う。地域計画における支出の年次報告 / 監査は、当該各国における ILO の地域事務所によって実施される。

計画作成の費用その他の事前計画費用は、ILO および ICA の自己財源からの共同財源によってまかなわれる。

《他の開発パートナーとの連携》

協同組合開発を支援する、政府および非政府の開発機関は、ILO - ICA パートナーシップおよびそのパイロット計画について周知され、技術的、財政的な貢献を求められる。運動間の援助は、パイロット計画を実施する発展途上国の全国的連合組織を強化するために奨励される。

《相互理解に関する覚書 (MOU)》

ILO と ICA のパートナーシップの概観するものとして、「相互理解のための覚書」が両者の間で作成される。本「協同組合共通アジェンダ」は、MOU の付属文書となる。

